

☆ 「特別支援学級の教育課程」の基礎知識

特別支援学級は、どうして特別の教育課程が組めるの？



学校教育法施行規則第138条で、認められているからです。ただし、「特別の教育課程」を編成しても、小・中学校の目的及び目標を達成することを目指すことは同じですよ。



実際に、どうやって教育課程を組めばいいの？



基本は、児童生徒の障がいの種類や程度、学級の実態に応じて編成していくことになります。
 その際、児童生徒の知的障がいの有無によって、特別の教育課程の組み合わせ方が違います。



知的障がいのない児童生徒の学級の場合 （肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、 自閉症・情緒障がい特別支援学級）

- 【例】**
- ① 学年相応の教科等 + 自立活動^{*1}
 - ② 学年相応の教科等 + 下学年の教科（目標・内容）等 + 自立活動

実態に応じた教科等の指導と自立活動を取り入れた指導になります。小・中学校に準じて指導を行うので、特別の教科 道徳や特別活動等の時間をまるごと自立活動の時間に替えることは望ましくありません。



小学校 特別支援学級教育課程（例）

教科
国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語
* 学年相応もしくは下学年
特別の教科 道徳
外国語活動
総合的な学習の時間
特別活動
自立活動

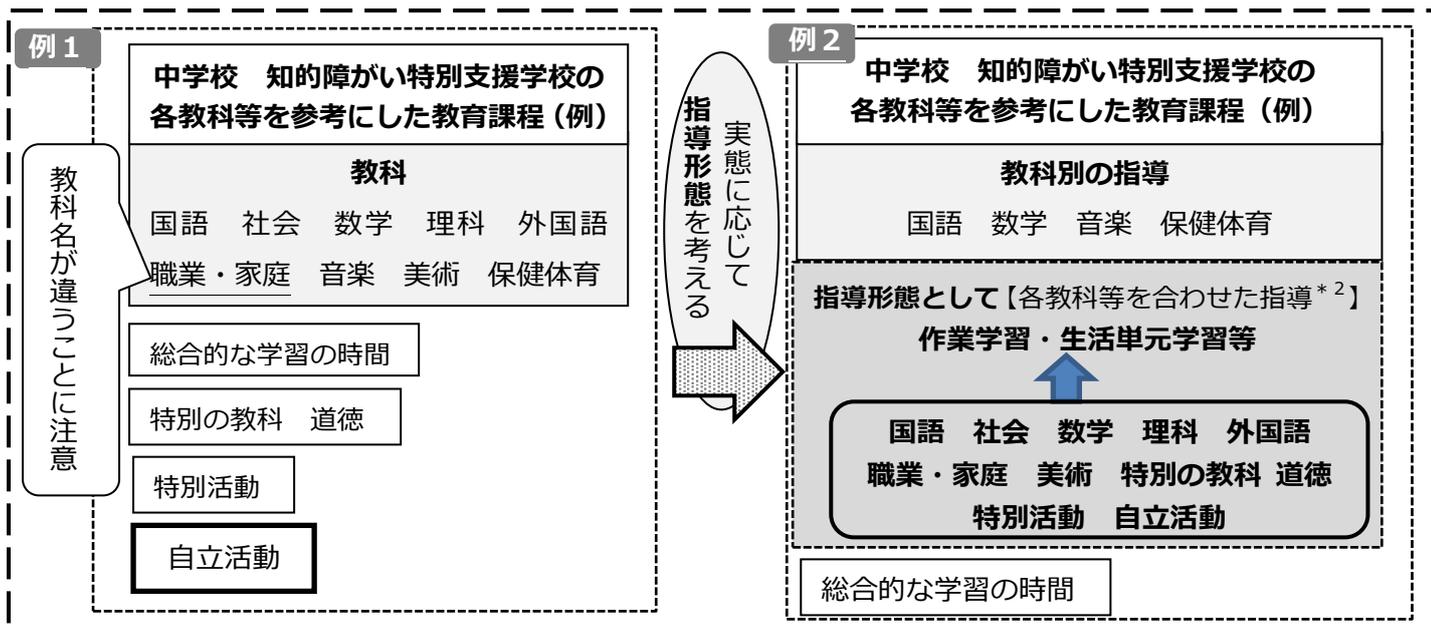
* 1 詳しくは第I章-2（5）②『「自立活動」って何？』（32p）をご覧ください。

知的障がいのある児童生徒の学級の場合（知的障がい特別支援学級）

【例】

- ① 学年相応の教科等 + 下学年の教科等 + 自立活動
- ② 下学年の教科等 + 自立活動
- ③ 知的障がい特別支援学校各教科等 +（下学年の教科） + 自立活動
- ④ 知的障がい特別支援学校各教科等 + 自立活動

【実態により④を参考に編成した場合には、下記のような例が考えられます。】



生徒の実態に応じて、指導形態として、「各教科等を合わせた指導」を選ぶことができます。①、②の例も含め、知的障がい特別支援学級だから、「作業学習」「生活単元学習」を設定する訳ではありません。その児童生徒が最も力を伸ばせる教育課程を編成していくことが大切です。



【最後に、ちょっとした確認ポイント】

- 知的障がいのない児童生徒の学級ですが、各教科等を合わせた指導が入っていませんか。
- 知的障がいのある児童生徒の学級で、教科別の指導等ができる障がいの程度や学級の実態なのに、各教科等を合わせた指導を必ず取り入れなければならないと思いませんか。

教育課程は、校長が責任者となって編成するということが学習指導要領に明記されています。学級担任だけでなく、学校として、児童生徒の障がいの程度や学級の実態を十分考慮して作成してください。

* 2 詳しくは第 I 章—2（5）④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』（35 p）をご覧ください。